

市第 3 2 号議案 クリーニング業法施行条例の制定 説明資料

1 現行県条例の概要

クリーニング業法に基づき、現在神奈川県条例で定められている基準は、次のとおりです。

- (1) 仕上がり品の保管方法等の衛生基準
- (2) クリーニング所の構造設備基準

2 市条例で新たに規定する主な内容

上記の現行県条例に加えて、新たに次の基準を規定します。

現行県条例の基準	新たに規定する主な基準及び条項		
・規定はないが現 在も対応	補助犬対応	・身体障害者補助犬以外 の動物を入れないこと	第 2 条第 14 号